

第7回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

日 時：平成26年8月25日(月)

場 所：市役所本庁舎 813会議室

〔午後 2 時00分 開会〕

事務局 みなさま、こんにちは。定刻の 2 時となりましたので、ただいまから第 7 回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙中にもかかわらずご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に、8 月 1 日付で人事異動がありましたので、その報告をさせていただきます。

事務局 本日は、お忙しいところを本当にありがとうございます。

この 8 月 1 日付で人事異動がありまして、こども支援局の新制度準備等担当理事として坂田が着任しました。この子ども・子育て会議も、坂田を中心に今後進めてまいりますので、よろしくお願いします。

事務局 8 月 1 日の人事異動でこども支援局の新制度準備等担当理事を拝命しました坂田と申します。

新制度の円滑な実施に向けて、微力ではありますが、今後頑張る所存です。どうぞご指導等をよろしくお願いいたします。

事務局 本日は、橋本副会長、北村委員、林委員から欠席との連絡をいただいています。現在まだおいでになっていない方は、欠席とは聞いていませんので、遅れてこられると思います。

次に、資料の確認をします。

1 点目は、ホッチキスどめの「会議次第・委員及び事務局員名簿・座席表」です。2 点目は、「資料集」です。3 点目は、本日机上配付しました「(仮称)西宮市子ども・子育て支援事業計画 - 素案 - 」です。4 点目は、「参考資料集」です。そして、本日追加で、「第 7 回西宮市子ども・子育て会議 資料 2 修正版」というホッチキスどめ 3 枚ものと、子ども・子育て会議の委員名簿の修正版をお配りしています。

不足はないでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

事務局 それでは、会長に会議の進行をお願いします。

会長 改めて皆さん、こんにちは。

8 月のとても不安定な気候の中、また、公私ともにお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、幾つかの積み残しの議案に対する事務局からの説明もありますので、活発なご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議事に入る前に、傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、まず、傍聴についてお諮りします。これを許可してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 また、この後にいらっしゃる傍聴希望の方も、随時入室していただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、入室していただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、議事に入ります。

本日の次第では、議事が2つ、報告事項が2つ上がっています。

本日の審議事項等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集1ページをご覧ください。ロードマップです。

記載している表は、前回の子ども・子育て会議でお示したロードマップを修正したものです。

先日、委員の皆様にはスケジュールを確認しまして、10月以降の日程を追加しています。本体会議は、予備日を含めて、10月14日火曜日、11月18日火曜日、来年の1月20日火曜日、2月10日火曜日となっています。

また、評価検討ワーキンググループについても、下の枠囲みの中にあるように、10月27日月曜日、11月27日木曜日の2回を予定しています。

委員の皆様には、スケジュールの確保をお願いします。

上段の事業計画のスケジュールについては、今後、議会への報告、続いてパブリックコメントを順次実施していきたいと考えています。

次に、2ページをご覧ください。前回の協議内容を記載しています。

前回の会議では、「私立幼稚園に対する意向調査の結果報告」、「基準等検討ワーキンググループの報告」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策」について協議していただきました。

基準等検討ワーキンググループの報告については、座長から協議内容をご報告いただいた後、各委員の皆様で意見交換を行っていただきました。

2つ目の「2号認定子ども・3号認定子どもの利用者負担」については、ワーキンググループの協議結果を西宮市子ども・子育て会議として承認していただきましたが、「1号認定子どもの利用者負担」については、今回の会議で本市の考え方を改めてご提示し、継続してご審議いただくことになりました。

3つ目の「13事業の量の見込み及び確保方策」については、継続審議となった4事業について、修正した事務局案を説明し、確保方策に係る本市の考え方についてご意見をいただきました。

次に、3ページをご覧ください。今回の協議事項についてまとめています。

まず、議事(1)では、先ほども申し上げた「1号認定子どもの利用者負担」について、改めてご提示する事務局案について意見交換を行っていただき、会議としての検討結果をまとめていただきます。

議事(2)では、事業計画の素案について意見交換を行っていただき、会議としての検討結果をまとめていただきます。

次に、報告事項ですが、先月7月中旬に実施した「民間保育所の認定こども園への移行に関する調査」の結果と、この9月市議会に上程する各基準の条例案について報告します。

ロードマップなどの説明は、以上です。

会長 本日予定している議事のうち、1つ目の「1号認定子どもの利用者負担」

については、前回の審議が継続になっています。市の考え方を示していただいて、それを共有して意見をいただいて、検討結果をまとめることとなります。前回も申し上げましたが、この案件については、幼稚園の園児募集が10月に迫っており、時間的な余裕がありませんので、今回で議論を終える必要があります。その点、どうぞご了解ください。

2つ目の「子ども・子育て支援事業計画」については、計画の全体についてご意見をいただきます。市としては、今後、議会への報告、パブリックコメントと手続を進めていくこととなりますが、その日程については、後ほど事務局から説明をいただきます。

3つ目以下は、報告事項となります。

「民間保育所の認定こども園への移行に関する調査結果」については、7月中旬に行っていただきましたので、その結果を報告してもらいます。

「基準に関する条例案」については、来月9月市議会で上程する条例案の報告をしていただきます。

時間的な目安としては、1つ目の「利用者負担について」は60分程度、2つ目の「事業計画について」は70分程度、3つ目と4つ目の報告事項についてはそれぞれ10分ずつで、5時には終了したいと考えています。長丁場となりますので、途中で10分程度の休憩を入れさせていただきます。どうかご了解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、「議事(1) 1号認定子どもの利用者負担について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 説明の前に、1点おわびさせていただきます。

前回の会議では、資料集の発行までにワーキンググループの委員の皆様のご意見を事前にお伺いして、今回の資料に落とし込むと申し上げました。しかしながら、今回の資料作成について関係部署との調整に多くの時間を要したことから、意見をお伺いできないまま資料集の発送となりました。この点については、まことに申しわけありませんでした。

それでは、説明に移ります。

まず、本日お配りしました「資料2 修正版」は、資料集4から8ページにある「資料2」の差しかえ分になります。

この「修正版」の1ページをご覧ください。改めて検討しました本市の考え方について説明します。

まず、階層区分については、前回、国基準どおりとする5階層を提示しましたところ、2号・3号認定子どもの階層区分との整合性や、階層が上がることによる急激な負担の増加を避ける必要があることなどのご意見をいただきました。前回の会議においては、事務局から7階層を視野に検討をすとお答えしていましたが、より階層差を縮小するために、9階層で設定することを考えています。

各階層に設定する金額については、白抜き2、これまで本市の取り組んでいる低所得者階層の負担軽減を踏襲したいと考えています。

白抜き3、国の第 階層に当たる部分について、国の就園奨励助成金の所得制限をなくした利用者負担を設定する方向で考えています。

白抜き4、保育所の保育短時間との時間割合との調整や、給食費を加味した場合に1号と2号とで金額が逆転しないようバランスを図る必要があること、また、現行の私立幼稚園に通う園児に係る実質負担の平均額とのバランスを図る必要があることを理由として、1号認定子どもの利用者負担については、2号認定子どもの保育短時間の利用者負担の約60%に設定する方向で考えています。

これらの考え方を踏まえて、現時点における利用者負担額のイメージを、ページ中ほど以下の表に記載しています。表の一番右側にある「1号負担イメージ」の欄に、本市の考え方を踏まえた9階層と金額を入れてあります。

なお、表の「区分」のところに「4人家族の年収の目安」とあります。これは、夫婦と子ども2人の4人家族の年収を目安として、参考までに記載していることをご留意いただきたいと思います。

また、第2子・第3子の取扱いについては、これまでの就園奨励助成金の考え方に基づき、幼稚園から小学校3年生までの範囲における最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人以降は0円とすることになります。2ページの参考1の表は、第2子・第3子の取扱いを加味した表です。

1ページの利用者負担額のイメージを前提とすると、保護者の負担が少なからず増えるケースが想定されます。そうしたことから、2ページの白抜き5、移行予定の5園の幼稚園におられる在園児に対する経過措置として、平成27年度は4・5歳児、平成28年度は5歳児のみを対象として補助を実施する方向で考えています。

なお、新制度に移行しない私立幼稚園に通う保護者に対しては、現行と変わらず、就園奨励助成金を支給することになります。

3ページをご覧ください。

「2 公立幼稚園の利用者負担についての本市の考え方」です。

前回の会議では、公私同額とする場合の根拠をお示しできていませんでした。「理由」にあるとおり、平成23年度における包括外部監査や平成25年度における西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申などの内容において、公立幼稚園保育料の見直しが指摘されてきました。

なお、平成22年8月に設置した西宮市幼児期の教育・保育審議会においては、「保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について」が諮問項目の1つに取り上げられ、公私間格差是正の早期実現に向けて、審議会の初期に優先的に議論を重ねまして、就園奨励助成金の増額による格差是正に努めてきました。その上で、公立幼稚園の保育料については、適正な保護者負担の観点から見直しを検討する必要があるという答申をいただいています。

また、私立幼稚園における4・5歳児利用者負担額と満3歳児利用者負担額の比較や、3年保育の未実施と実施の公定価格の比較などにより、考え方の基本を「公私同額」とした上で、2年保育である公立幼稚園の利用者負担を、3年保育である私立幼稚園に適用する1号利用者負担案の90%に設定する方向で考えています。

なお、新制度開始に伴い保護者の負担が急激に増えないように、平成27年4月より3年かけて、下表のように、利用者負担を段階的に設定することを考えています。

また、平成27年度在園の5歳児については、経過措置として、現行の保育料月額9,600円とする方向です。

なお、第2子・第3子の取扱いについては、私立幼稚園に適用する1号利用者負担案と同様に、幼稚園から小学校3年生までの範囲における最年長の子どもから順に、2人目は半額、3人目以降については0円とすることとなります。

次の4ページの参考2の表は、第2子・第3子の取扱いを加味した表になっています。

次に、5ページをご覧ください。

参考3は、前回報告した平成27年4月における「新制度への移行に関する意向調査」の結果を再度記載しています。

参考4は、公立幼稚園の今後のあり方について記載しています。

白抜き1、平成27年4月の新制度開始において、幼稚園希望者を公立、私立で受け入れることとなります。公立と私立で2年保育と3年保育という差はありますが、基本の保育に係る利用者負担の公私間格差を是正する方向がありますので、公立幼稚園も応能負担とすることで、所得に応じた負担を利用者に求めていく方向で考えています。

また、白抜き2、実費負担となる給食、送迎バス、預かり保育などについては、公立幼稚園では現在実施しておらず、平成27年度からも実施の予定はありません。

こうしたことを含めて、今後の公立幼稚園の将来的構想については、適正配置などを含めて、年内に方向を示していく予定にしています。

最後に、参考資料集の2・3ページをご覧ください。

前回の会議で質問がありました就園奨励助成金の審査基準と助成金額を記載しています。参考にさせていただきたいと思います。

1号認定子どもの利用者負担についての私からの説明は以上ですが、学校改革課の杉田から補足します。

事務局 所得階層の区分について補足して説明しますので、再度、「資料2 修正版」の1ページの表をご覧ください。

国の基準である5つの階層のうち、第 階層から第 階層までを2つに分けています。

第 階層については、市民税非課税世帯の中を母子・父子世帯かどうかで区分しています。

第 階層については、階層のほぼ中央で2つに分けて、市民税の所得割課税額と年収の目安を表記しています。

第 階層については、本市の就園奨励助成金で使用している階層の区分をそのまま使用しました。

一番下の第 2階層についても、所得制限がない形で考えています。

ただし、これらの階層区分については、今後も詳細な検討が必要だと考えていま

すので、最終的な決定までには若干の修正を予定していることを申し添えます。

所得階層の区分の補足説明は、以上です。

会長 事務局から示していただいた資料及び考え方について、今からご質問、ご意見をお受けしたいと思います。

委員 公立幼稚園の利用者負担額が結果的に上がることは、ある意味、いたし方ないと思います。

しかし、公私間格差は、保育料だけではなく、例えば公立幼稚園では2年保育であるとか、1クラスしかないなど、いろいろな限定があります。そういう運営面での細かいところは、今年度の募集ではそのままなのでしょうか。

事務局 今回の公立幼稚園の利用者負担については、基本的には1号利用者負担の9割で設定しました。その根拠としては、公立幼稚園が2年保育であり、私立幼稚園が3年保育であることが1つありますので、27年度から公立幼稚園で3年保育を実施することは、予定していません。基本的に、利用者負担は保育の基本に係る部分に対するものと考えた上で、公私の格差是正の観点から「公私同額」を考えています。

移行する私立幼稚園では、利用者負担以外に、例えば「施設の整備」と内容を明記した上乘せ徴収や、別途実費負担となるような給食やバスの送迎、預かり保育という保育サービスの提供が可能になります。ただ、公立幼稚園としては、利用者負担以外に負担が生じる保育サービスについては、27年度から実施することは考えていません。公立幼稚園においては、新制度の施行にあたっては基本的なところからスタートしていこうと思っています。

委員 そうではなく、公立幼稚園に行こうと思っている保護者の中には、もちろん利用者負担も不安の種の一つですが、2年保育の抽せんの方が不安だという方がおられます。保育料が高くなって公私で格差がなくなっても、公立幼稚園では1クラスしかありませんから、希望するところに入れなかったことが起こります。それが今までと同じなら、私は、それも公私間格差なのではないかと思うので、質問しました。

会長 要するに、公立を希望したお子さんが抽せんなどによって入園できなかった場合に仮定したときにどうなのかということですね。

事務局 公立幼稚園の4歳児については、現在は30名定員にしていますし、10月の募集でもその予定をしています。ですから、30名を超える応募があった場合には抽せんになります。昨年度は、20園中7園において抽せんが行われました。

抽せんに漏れた人はどうするのかという質問もあったかと思いますが、基本的には、その方々は、補欠という形にしまして、年度末までに当選された方の中から辞退された方がおられれば、繰上げという形で入園していただくようにしています。また、30名に満たなかった園においては、再募集を改めてしまして、第1希望の園ではないかもしれませんが、空きのある園への応募は可能となっています。

私立幼稚園においても、10月の段階で入れなかった方については、私立幼稚園の中にも定員に達していない園もありますので、そういう情報を提供することによ

て、年度内に幼稚園を選んでいただけるような形にはしています。

会長 事務局の代弁をするわけではありませんが、委員のご質問に対しては、変わらないというお答えですね。今のところは、保育料をこのようにするという案が出ただけで、その他の枠の問題については、ここでは何も示されていないということです。そこをご質問いただくほうがいいと思いますね。

委員 質問の仕方が悪かったですね。

今お答えいただいたのでは、今までと一緒だということですが、では、それを今後変えていくことも考えておられるのですか。

事務局 保護者の方々には、27年4月に向けて、利用者負担のこと以外の今言われたようなことについては、「27年度当初からは予定していません」ときちんと言明する必要があると思っています。

ただ、将来構想として公立幼稚園をどうするかについては、さまざまなものを含めて、12月までに構想という形の案を示す予定をしています。

事務局 前日も事務局から少し説明しましたが、幼稚園の将来構想については、しっかりと議論してお示ししないといけないと思っています。今回は、利用者負担について、今まで公立幼稚園には非常に多大な公費投入をしていたという指摘をいただく中で、この表をお示ししたということです。そのところを分けて論議しなければいけないと思っていますので、将来構想の部分については、12月に向けてご意見を聞かせていただきたいと思います。

委員 今の説明はよくわかりました。

「資料2 修正版」の5ページ、参考4の3に「適正配置を含めて年内に方向性を示していく」とありますが、公私間格差を埋めていく方向に動いていますので、できれば中身についても、公私間格差を埋めていくような方向になればなという希望を持っています。バスや給食は無理にしても、預かり保育などについては検討していただきたいと思います。これは希望です。

委員 今のご意見にプラスして、将来構想について、利用者の負担の公私間格差がなくなることで、預かり保育や給食など、いろいろなことをされている私立に行かれる方が増えるかもしれません。もし、同じ価格であるならば、預かり保育や給食や送迎バスをされている私立に行こうという方が増えてしまったときに、公立幼稚園の存続が危ぶまれることがすごく不安になってきます。

ですから、公立幼稚園が今後どのようにするのかという内容的なことも、なるべく早く検討して、募集のときに「将来的にはこのようなことを考えています」ということがある程度わかるように示していただけるほうがいいのかなと思っています。

また、私は、PTA協議会の代表としてここに参加しています。公立幼稚園の保護者の方も会員になっておられます。現在は夏休み期間ですから、その方々のご意見を聞かないままここに来てしまっています。いろいろなご意見もあると思いますので、そのあたりも反映していただけるように、よろしく願います。

会長 10月の募集のときに公立幼稚園の方向性を示すことについては、十分に議論した上で利用予定の方々にお示ししないといけないと思いますので、少し難しい



と思います。ただ、今後の方向性について十分に検討して示していただくことについては、意見としては共通しますので、この場で共有したいと思っています。

委員 公私間格差是正の話が出ていますが、利用者負担の是正がなされたら公私間格差が全部是正されたということではありません。そこは、論点のずれた話にならないようお願いしたいと思います。

このことについては、幼児期の教育・保育審議会の中でずっと議論してきて、それを踏まえた上でこの子ども・子育て会議がありますので、話が戻ることになると思います。

また、公立擁護の話がここで出てくることはいいのですが、私立幼稚園では、現在どんどん園児が減少しています。それは、公私間に格差があるからです。3年保育で私立に入園してきても、4歳になれば公立に流れる園児がたくさんいるのです。こういう現実を皆さんはご存じでしょうか。そういうことも踏まえて発言していただきたいと思います。

会長 幾つかのご意見が出ましたが、「修正版」5ページの「参考4」の白抜き3に「将来的構想については年内に方向性を示していく」とありますように、この検討を始めることについては、事務局として表明されたと受け止めていいわけですね。

事務局 はい。

会長 その中身については、公私間格差を踏まえた上で公立幼稚園のあり方を検討するというところでよろしいわけですね。

事務局 はい。

会長 今は公立幼稚園の利用者負担についての意見が多く出ていますが、前回議論いただいた1号認定子どもの階層を細かくした点と、利用者負担が上がる分については市のほうで数年間補てんするという考え方が示されていますが、ほかにご意見はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 「修正版」2ページの第2子・第3子のことについても、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、「1号認定子どもの利用者負担について」は、これでおさめようと思いますが、公立幼稚園の利用者負担額が上がることについて、ほかにご意見等はありませんか。

〔発言者なし〕

会長 もし時間に余裕がありましたら、後ほど戻っていただいても結構ですので、ご意見があればいただきたいと思います。

次の議事に移らせていただきます。

次は、「議事(2) 西宮市子ども・子育て支援事業計画について」です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 本日机上配付した「子ども・子育て支援事業計画 - 素案 - 8月25日」と

いう資料に基づいて説明します。

全体で80ページにわたりますので、かいつまんだ説明になりますが、ご了解ください。

1枚めくっていただいて、目次をご覧ください。

5月27日に開催した第5回子ども・子育て会議において、事業計画の構成内容について説明しました。その後、変更点として、第2編の「子ども・子育て支援新制度の概要」と、第7編の「資料集」の項目を追加しました。この中身については、後ほど説明します。

5ページをご覧ください。

「第1編 計画の策定にあたって」です。5・6ページで、「計画策定の趣旨」、「計画の位置づけと期間」、「計画策定の体制」について記載しています。

6ページをご覧ください。

計画については、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年から31年までの5カ年計画としています。また、平成29年の中間見直しに合わせて、「次世代育成支援行動計画」と一体的な計画を作成することを予定しています。

この部分については、本日はご欠席ですが、副会長から、次世代育成支援行動計画の2年間の延長部分の評価方法と、中間見直しに合わせて行う一体的な計画の策定について、具体的にどのような形で進めていくのかなどについてご意見をちょうだいしていますので、この点については、次回以降、事務局から説明したいと思えます。

次に、9ページをご覧ください。

「第2編 子ども・子育て支援新制度の概要」です。

この部分は、5月27日に開催した第5回子ども・子育て会議でお示した事業計画の構成内容からの変更点となります。

この計画では、教育・保育、地域型保育や13事業などの制度の枠組みに関すること、また、1号・2号・3号といった認定区分のことなど、新しい言葉や仕組みが出てきますので、具体的な計画の内容に入る前段に、新制度の概要を追加したものです。中身については、省略します。

次に、15ページをご覧ください。

「第3編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」です。

15ページに、本市の人口の推移と将来予測、16・17ページに、出生の動向、世帯の就労の状況を記載しています。

次に、19ページをご覧ください。

ここからは、「2.教育・保育施設、地域の子ども・子育て支援事業の状況」です。

まず、19・20ページに、就学前児童の状況を記載しています。20ページの上段には平成26年における就学前児童の居場所、下段には0から2歳児の居場所の推移を記載しています。0から2歳児の保育需要の高まりとともに、在家庭等の割合は年々減少傾向にありますが、依然約80%の方が在家庭等となっています。

次に、21から22ページには教育・保育施設の状況、23から26ページには地域子ども・子育て支援事業のこれまでの状況を記載しています。

次に、27ページをご覧ください。

ここから32ページにかけて、昨年11月から12月に行ったニーズ調査から見る子育ての状況のデータを記載しています。

35ページをご覧ください。

「第4編 計画の基本的な考え方」です。

ここには基本理念、基本的な視点を記載していきまして、35ページの上段に基本理念の設定にあたっての経過を記載しています。

基本理念については、次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲すること、西宮市幼児期の教育・保育審議会の答申を加えることを踏まえた上で、昨年度の第2回子ども・子育て会議から何度か時間をかけてご議論いただきました。

そうした経過を時系列に記載していましたが、委員から、「子ども・子育て会議で時間をかけて議論してきたこと、また、子どもを中心に考えるといった視点で基本理念や基本的な視点についての議論をいただいたことをつけ加えたほうがいいのではないか」というご意見をちょうだいしましたので、そのあたりを修正しています。

次に、36ページをご覧ください。

「基本的な視点」です。

委員より、「基本的な視点の[1]と[2]について、障害のある子ども、社会的養護が必要な子どもなど、すべての子どもという視点を加えるために、「子ども」という言葉の前に「すべての」という言葉を加えてはどうか」という意見をいただきました。そうしたことから、「[1] すべての子どもが健やかに成長する社会をめざします」、「[2] すべての子どもの幸せを第一に考えます」に修正しています。

次に、39ページをご覧ください。

ここからが「第5編 計画の施策内容」として、具体的な施策の内容になります。

子ども・子育て支援法において、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業(13事業)の計画を策定するにあたり、提供区域を設定することが定められています。提供区域の設定にあたっては、昨年度の子ども・子育て会議において事務局から提案した、「北部・南部」の2ブロック、「北部・中部・南部」の3ブロックという2案を中心にご議論いただきました。北部と中部の間に六甲山系が横断していますので、施設とその利用者の位置関係を見たときに、中部と南部の行き来はありますが、北部と中部、北部と南部はほとんど行き来がない状況です。こうした地理的特性や利用実態を踏まえて、北部と南部の2ブロックに提供区域を設定することをご承認いただきました。

委員から、「こうした提供区域の設定にあたっての経緯に関する記述を追加してはどうか」というご意見をいただきましたので、文章のほうに反映しています。

次に、41ページをご覧ください。

ここからは、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」です。

42から45ページには、教育・保育の量の見込み及び確保方策について記載しています。これは、国が示す記載例をもとに作成していますので、41ページに表の解説を記載しています。

41ページの 3 をご覧ください。

1号認定と2号認定のうち学校教育の利用希望の量の見込みについては、幼稚園利用のニーズとなりますので、「幼稚園」と「幼稚園から認定こども園に移行する施設」で確保することになります。したがって、この表によると、1号認定の量の見込み(A = 7,744人)と、2号認定のうち学校教育の利用希望の量の見込み(B = 1,650人)を合わせた9,394人に対して、特定教育・保育施設は、公立幼稚園と新制度に移行する幼稚園(C = 1,928人)と、その横の幼稚園から認定こども園に移行した施設の2号認定の利用定員(D = \*58人)、それと、「確認を受けない幼稚園」というのは、新制度に移行しない幼稚園のことですが、そのE = 7,408人を合わせた数で確保していくこととなります。AとBを足した9,394人の量の見込みを、C + D + Eで確保するという表になっています。

42ページ以降は、全市、北部、南部それぞれについて、量の見込み及び確保方策を例示のとおり記載しています。

次に、45ページをご覧ください。

「(4) 今後の方向性」です。

今後の方向性については、第5回子ども・子育て会議でお示ししたとおりですが、委員から、「既存の認定こども園、幼稚園、保育所等において引き続き入所枠の確保をしていくことを前提に、量の見込みに対する不足部分に関する考え方を示す記載にしてはどうか」というご意見をいただきましたので、そのような文章に修正しています。

次に、46ページ以降は、13事業の量の見込み及び確保方策です。

ここからは、事前にお送りした資料から修正した点を中心に説明します。

52ページをご覧ください。

「(7) 乳児家庭全戸訪問事業(健やか赤ちゃん訪問事業)」です。

健やか赤ちゃん訪問事業については、生後2カ月ごろの赤ちゃんがいるすべてのご家庭に対して、民生委員・児童委員・主任児童委員が各家庭を訪問しています。その際に里帰り出産などで会えなかったご家庭に対しては、母子保健と連携して4カ月児健診で状況を確認するほか、健診未受診者に対しては、保健師や保育士が直接訪問する体制を築いています。

前の資料では、そういった体制の記述がなく、「面談率100%を目指す」といった記述があったことから、「健やか赤ちゃん訪問事業で面談率100%を目指し、民生委員が面談できるまで訪問し続けるようにとられる文章である」と委員の方からご指摘をいただきました。これについて、健やか赤ちゃん訪問と母子保健等との連携を記述することや、「確保方策」においても、そうした連携の中で面談率100%を目指すといった旨の文章を追加しました。

次に、54・55ページをご覧ください。

「(8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会に関する事業」です。要保護児童に関する本市の取組みとして、平成17年から設置している西宮市要保護児童対策協議会(みやっこ安心ネット)のイメージ図を55ページに追加しています。次に、56・57ページをご覧ください。

「(9) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)」です。

前回の子ども・子育て会議において、今後の方向性のところで、子育てひろば同士の連携についてご意見をいただきました。子育てひろばについては、西宮市地域子育て支援拠点事業連絡協議会を立ち上げていますので、連絡協議会の体制・連携に向けての取組みを記載しています。

また、委員から、子育て総合センターが中心であること、障害のある子どもに対する支援についての連携のことについてご意見をいただきましたので、そのあたりも追記しています。

次に、64ページをご覧ください。

「4. 子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保」です。

国の基本指針では、子ども・子育て支援事業計画において、まず、(1)のところですが、認定こども園の普及に係る基本的な考え方や目標設置数、設置時期について記載するように定められています。子ども・子育て支援新制度においては、認定こども園の給付は大きな柱となっており、教育・保育の確保方策でも示したとおり、増大する保育需要に対応するため、特に既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進していくことが待機児童対策として有効であると考えています。

しかしながら、この6月に国から示された公定価格の仮単価で試算すると、ほとんどの園で給付額が現行制度より減額となることから、前回の子ども・子育て会議でも報告したとおり、私立幼稚園の意向調査の結果と本日ご報告する民間保育所の意向調査の結果では、制度の詳細が固まった段階で移行について検討するといった園が多い結果となっています。また、新聞報道等にあるように、全国的に認定こども園を返上する動きもあります。

こうした課題があることから、本市においては、各施設の認定こども園への移行にあたっては、個別に十分な協議を行った上で進めていきたいと考えています。

また、事業計画では、目標設置数及び設置時期を記載する必要がありますが、今年度中に改めて各園に意向調査を行った上で、その結果を計画に反映したいと考えています。これについては、教育・保育の確保方策の数字にも連動することになります。

次に、「(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について」です。

子育て総合センターでは、現在既に幼稚園教諭と保育士の合同研修を開催していますので、ここでは、現状と今後の方向性について記載しています。

次に、65ページをご覧ください。

「(3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割について」です。

ここでは、西宮市の幼児期の教育・保育審議会での幼稚園・保育所の役割について

答申を得ていますので、そのことをもとに記載しています。

次に、「(4) 質の高い教育・保育の提供について」です。

ここでは、本市の保育の質の向上のための取組みを記載していますが、委員から、障害のある子どもへの支援に関する視点を加えること、保育士の処遇改善に関してより充実させていくことの記述を追加することについてのご意見をいただきましたので、そのあたりを修正しています。

次に、66ページをご覧ください。

「(5) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について」です。

本市では、さまざまな形で、認定こども園・幼稚園・保育所、小学校、地域との連携に関する取組みを行っていますが、ここでは、幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」について記載しています。

委員からは、障害のある子どもへの支援に関する視点を加えることについてご意見をいただきましたので、そのあたりを修正しています。

次に、69ページをご覧ください。

「第6編 計画の推進に向けて」です。

ここでは、69ページに計画の推進体制、70ページに進捗状況の管理などについて記載しています。

次に、73ページをご覧ください。

ここからは「第7編 資料集」です。

委員から、「ワークショップで出された意見等についても記載するべきではないか」というご意見をいただきましたので、一部ではありますが、75から76ページに主な意見を追加しています。

事業計画の説明は以上ですが、時間の都合上、非常に急ぎ足で説明しました。わかりにくい点もあったかと思いますが、ご容赦くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、この後、事業計画についてご意見をいただきますが、今後のスケジュールとしては、市議会への報告、その後、一般市民の方へのパブリックコメントを行っていく予定になっています。

会長 事務局から説明がありました。事業計画案について、事前にご意見をいただいている部分もあるようですが、それぞれのお立場から、気になる点、もしくはご質問等々をいただきたいと思います。

全部となりますと行ったり来たりになりますので、まず、第1編から第4編と第5編以降とに分けてご意見をいただきたいと思います。

第1編から第4編は、大きく言うと総論・資料部分です。ここに関して何かご質問、ご意見、気になる点がありましたらいただきたいと思います。

委員 今さらながらですが、36ページの「基本的な視点」で気になる点があります。

[1]で「子どもが健やかに成長する社会をめざします」といいながら、[2]の文章の中でも「すべての子どもが健やかに成長できるよう」というダブった文章にな

っています。ですから、全体を見て欠けているのではないかと思う、個々の子どもの課題や特徴・特性などに応じて云々という部分を言いかえることで、このダブリ感をなくすことができないかと思います。[1]と[2]を「すべての子ども」とされたので、なおさら重なるような感じが気になります。

会長 [1]と[2]で「すべての子ども」とあって、[2]の文章の2行目にも「すべての子ども」とあるので、木下委員からは、[2]の2行目の「また、」の後ろの文章を、「個々の子どもの成長・発達に合わせた」というような文章に書きかえたほうがいいのではないかというご意見がありました。

これは、そのほうがいいと思いますね。文章を今すぐには思いつきませんが、そういう文章にしていきたいと思います。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 また戻っていただいても結構ですから、第5編の実際の施策の内容以降のところでご意見をいただきたいと思います。

時間の余裕もありますので、まず、「第5編 計画の施策の内容」です。かなりのページ数になっていますが、最初に、提供区域を南部地域と北部地域に分けて設定し、全市、南部、北部それぞれの量の見込みと確保方策、方向性を示しています。その後は、地域子ども・子育て支援事業の確保の施策で、ここは非常に細かく分かれています。ここが第5編のメインになるところだと思いますが、いかがでしょうか。

委員 先ほどの説明のときに、認定こども園への移行については年度内にもう一度調査されて、そのときに「確保方策」の数が変わってくるだろうと言われました。42ページの表の中の数字が変わるということですか。例えば「確認を受けない幼稚園」のところの数が減って、その上の「特定教育・保育施設」のところの数が増えとか、「地域型保育事業」のところの数にも影響することになるのでしょうか。

事務局 トータルの量の見込みと確保方策での数字がイコールになっていますので、認定こども園の数が仮に増えたとしても、その他の項目の中での調整になると考えています。

会長 私から質問したいのですが、41ページのA、B、C、D、Eの説明がうまく理解できませんでした。「特定地域型保育事業」は、「3号」のところに数字が入っているのですが、この数はどこに吸収されるのですか。

事務局 「特定地域型保育事業」は、「3号」になります。

会長 「3号」に27と443と数字が入っていますが、27年度はこの数でいくわけですか。

事務局 はい、そうです。

会長 これは、AからEの中には入らないのですか。

事務局 AからEには入りません。1号・2号は3歳以上で、「地域型保育事業」は3歳までですから、カウントされません。

会長 このAからEは、最後にどれかとどれかを合算したものが9,394と下の説

明には書いてありますが、この数字は、表の中には出てこないのですね。

事務局 合計数は入れていません。この表は、国の示すとおりにつくっているのですが、ぱっと見たときになかなか理解をいただけないだろうと考えて、このページで「表の見方」を記載しています。量の見込みでは、1号(A)と、2号の中でも1号的な学校教育(幼稚園)を使いたい方(B)の合計をどのように確保するかを示したのがC + D + E、つまり新制度に移行する幼稚園、移行しない幼稚園と認定こども園で確保するという計算式になります。

41ページの下にその計算式を書いていますので、点線の枠の中を見ていただければ、もう少しわかりいただけるかなと思います。しかし、それでもわかりにくいというご指摘だと思いますので、もう少し工夫したいと思います。

会長 私の理解が悪いだけかもしれませんが、それは事務局で判断してください。

事務局 ここは、もともとわかりにくくて、かなり苦慮したところですので、もう少し工夫したいと思います。

会長 できれば、1号は何人、2号は何人、3号は何人と、トータルの人数がわかるようにしたほうがいいかなと思いましたが、ご検討いただけたらと思います。

事務局 わかりました。

会長 ほかにいかがでしょうか。

副会長 細かいことで、これを取り入れるかどうかは事務局の判断にお任せしたいと思いますが、パブリックコメントを実施するときに、書かれている事業がどういうものかわからない人もおられると思うのです。例えば46ページの「(1)利用者支援事業」に「子育てコンシェルジュを配置している」と書いてありますが、これまでの保育所の入所申込みのときと違って、多様な相談に応じて対応できるようになったわけです。しかし、西宮市で今年から始められて、効果があったのかどうか、だから広げようと思っているとか、また、47ページの「(2)時間外保育事業(延長保育事業)」でも、保育所に預けている方はご存じだと思いますが、何時から何時までの保育なのかなどが、ここだけではよくわかりません。それは「放課後児童健全育成事業」でも同じで、預けている方にとっては当たり前ですが、何時まで預けられるのかなど、事業の実際がわかりにくいのです。「こういう事業です」ということがわかるような補足があればいいのかなと思います。

事務局 パブリックコメントを実施する際には、この素案と、概要版もつくりたいと思っています。さらに、副会長が言われるように、事業の中身がわかるものも別途つけることを検討したいと思います。

会長 もう少し見やすくして、理解してもらって意見をいただけるようにしたほうがいいのかというご意見でした。

そのほかにいかがですか。

委員 48ページの下に、「(3)及び(4)の新規事業については、国から具体的な内容等が示され次第、計画に反映させていくこととします」と書いてあります。これは、大体いつごろに具体的なことが出てくるのですか。こういう意向を示され



ているからには、特に「(4) 多様な主体の参入促進事業」は、西宮市では子育てひろばにはNPOは参画していませんから、画期的なというか、新しいことになるかなと思うのです。そのあたりをもう少し説明していただければと思います。

事務局 48ページの「(3) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業」と「(4) 多様な主体の参入促進事業」については、今まで子ども・子育て会議でお示した資料をそのまま載せています。下のほうに書いているように、まだ国のほうからこれ以上の情報が出てきておらず、13事業については単価も示されていない状況がありますので、まだ不明なところがあります。これについては、出てき次第、市のほうでまとめて上げていきたいと思っています。ただ、それがパブコメの段階に間合うのかどうかは不明なので、間に合わなければこの形で出させていたいただきたいと思っています。

「(4) 多様な主体の参入促進事業」については、国の参考事例を見ると、NPOなど、法人でない、組織力の弱いところが参入しやすいようにという趣旨だと考えています。特に西宮市では、保育ルームがかなり少人数の先生方で運営していただいている、組織的に厳しいので、市のほうで支援チームを設けて巡回していたりします。そういう事業をした場合に国のほうから給付がされるのかなと思っています。

委員が言われた子育てひろばも入るかもしれませんが、そういうものが明らかになり次第、ここに載せていきたいと思っています。

「(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業」についても、小学校で行っている低所得者の方に対する学用品などに対する補助などの事業だと思っていますので、明らかになり次第、ここに計上していきたいと考えています。

委員 国を待つということですが、市としての計画というか青写真は、まだないということですか。

事務局 実際のところ、国のほうからどういう方向性が出てくるかを見定めて検討していきたいとは考えています。

会長 ということは、これからまた変わる可能性があるということですか。

事務局 変わるというか、国から示された段階で、市のほうでどういう形で事業をしていくのかを子ども・子育て会議にお示ししてしいきたいとは思います。この事業計画は、最終的には年が明けてからになりますので、それまでに何回かある子ども・子育て会議において、この部分だけ報告なりをさせていただく機会はあると思います。

委員 わかりました。

委員 23ページにある「(3) 地域型保育事業」の に認可外保育施設の内訳数が出ています。

まず確認ですが、ここの「地域型保育事業」は新制度の範疇にあるけれども、認可外保育施設はここには入らないという考え方でいいのでしょうか。

だとしたら、26年度で認可外保育施設は39カ所、1,084人、地域型保育事業の4事業の人数を足すと430人です。これを42・43ページの確保方策のところには

めると、27年度以降、この1,084人がすべて吸収されていくのでしょうか。私の理解が間違っていればすみません。

事務局 23ページの「地域型保育事業」と「認可外保育施設」の違いですが、国のほうから示された「地域型保育事業」の中に認可外保育施設の人数は入っていません。国の量の確保方策の考え方の中には、市が認可した施設と、例外的に市が運営補助をしている施設はカウントしていいことになっていますので、家庭保育所が入っているのはそういう理由です。

認可外保育施設については、市からの補助がないので、カウントはできないことになっています。ただ、実情としては把握しておく必要がありますので、市の持っているデータで23ページの一番下の数字を挙げているところです。

最終的に42ページの量の確保方策のところに数字を入れていますが、教育・保育施設と地域型保育事業ですべてカバーする形になっていますので、理屈上は認可外の分はここで吸収していくという話になっています。実態はもしかしたら違うかもしれませんが、計画上はそのような仕組みになっています。

会長 ということは、数字的には、23ページの図表19から図表23にある数字を合計すると1,600前後になるのですが、これが42から44ページで吸収されていると理解してもいいわけですか。

事務局 「3号」のところにすべて入ってくるという形になるかと思います。認可外は、3歳未満児だけでなく、2号の3歳以上の子どもも入っていますので、そういうところにも一定数は入っています。

会長 図表19から図表22までのところについては「3号」のところに吸収させて、図表23については、「2号」と「3号」で吸収していると受け取ればいいわけですね。

事務局 理屈上はそうなります。

委員 64ページの4の「(1)認定こども園の普及」ですが、非常に難しい問題があって、移行が進まないということでした。その中で、国が示す仮単価が低いことと、兵庫県の補助の話や、国が全国平均の公定価格から出しているということも教えていただきました。

これは事務局にお尋ねすることではないかもしれませんが、国の見直しが見込めるのでしょうか。

それと、最後の2行の意味がわかりませんので、もう一度教えていただきたいと思います。「市としていろいろな形で移行へのサポートも検討している」という理解でいいのでしょうか。

事務局 1つ目の幼保連携型認定こども園への今後の移行の見込みですが、委員が言われたとおり、国から示された公定価格が思ったより高なくて、現行よりも低くなるのではないかという危惧から、なかなか移行が進まない現状があります。正式に国や県からその対策について何か言ってきているわけではありませんが、もともと子ども・子育て支援新制度をスタートさせるときの一つの大きな目標としては、認定こども園を普及させていくことがありました。また、兵庫県も、これまで

も認定こども園の数で全国一、二を誇っていますが、さらにその数を全国一にする  
と知事は言っています。

しかし、現在、認定こども園を返上して、もとの幼稚園や保育所に戻るとい  
う動きがあります。このような国の意図しているところと全く違う方向に動いて  
いるところもありますので、国では単価的なものを見直す動きがあるという話も  
聞いています。また、兵庫県内でも逆行するような動きが出てきていますので、  
県単独で補助をつけるという話も聞こえてきます。

ですから、このあたりは、現在はこの単価になっていますが、今後見直しがさ  
れるものと我々は見込んでいます。

会長 それだけではなくて、委員が言われたのは、最後の2行に「国の補助制  
度を活用し、施設整備等に係る費用の一部を補助する」とありますが、国の予算  
でやるということですか、市として持ち出すということですか、そのあたりはど  
うなのかということが今のご質問に含まれると思うのです。この2行にそれが含  
まれると解釈できるのではないかとということですが、どうでしょうか。

事務局 ここにある「一部の補助」は、あくまでも国の制度を生かしながら、必  
要に応じて市も一定検討はしていくということを含めた文章だとご理解いただ  
きたいと思います。

倉石会長 それを前提として国の今後の動向を見守るとということも含めて、こ  
この文章が書かれているということです。

委員 48ページの「多様な主体の参入促進事業」のところで、認可外保育施設  
のことにもかかわるのですが、認可外保育施設に対して、この7月、「地域型の小  
規模保育事業に参入しないか」という説明会がありました。今、認可外保育施設の中  
にいる子どもの数は、小規模保育所の中に移行していきつつあるのかどうか。ま  
だはっきりとはしていないだろうとは思いますが、その時の手応えはどうだった  
のでしょうか。

認可外保育施設が小規模保育所という公費が投入される形の施設になるための  
底上げなどは、この「参入を促進する事業」の対象になるのかどうかをお聞きし  
ておきたいのです。

認可外保育施設のことについてここで聞いていいのかわかりませんが、数  
として認可外保育施設がどのように吸収されていくのかもあわせて、お聞きし  
たいと思います。

事務局 7月に認可外保育施設向けの説明会を実施しました。そのときにも、条  
件が合えばですが、小規模保育等へ移行したいというご相談もいただいていますし、  
その後も担当課のほうに個別に相談も来ています。市としても、認可外保育施設も、  
市のほうで今回決める基準に合うようでしたら移行していただきたいと考えていま  
す。移行する園については、市のほうが一定の基準を決めますので、ひいては質  
の向上も担保されると考えています。

そのあたりは、認可外保育施設も、積極的に市のほうに相談していただいて、  
我々も働きかけをして、認可を目指して進めていきたいと考えています。

委員 認可外保育施設に新制度のほうに移行していただくことは、促進事業の対象となるのですか。ここは全然見えていないので、今聞いていいのかわかりませんが、西宮市としてはそういうお考えはあるのでしょうか。認可外保育施設で預かっている子どもが今は増加傾向にあるとここに書かれていますから、今後、子どもたちが置かれている環境や預けている方たちの環境をよくしていく意味でも、参入促進事業の対象として考えていらっしゃるのでしょうか。

会長 そうのことですね。基本的には、そういう意向を持っている認可外保育施設については、説明をその都度行い、個別の相談を受け、意向が合えばそのサポートをするというお考えでいいわけですね。

事務局 はい、そうです。できるだけ新制度に乗っていただけるように、いろいろな事業を検討して、相談を受ける中でそれを示すなど、参入していただくことを市としていかにサポートできるかをメインで考えていきたいということです。この制度の中身がわかれば、もう少し具体的な説明ができると思いますが、考え方としてはそういう考え方です。

会長 ただ、数はまだわかりませんし、方向性はまだ見えないところがあります。特に認可外でやることを堅持されているところもありますから、必ずしも乗らないところもあるかもしれませんが、そのあたりの把握は難しいということですね。

改めて確認しますが、23ページの図表23の認可外保育施設の入所者数については、西宮市民と考えていいのですか。以前、他市からの利用もあると説明がありましたが、他市の方も入っているのですか。

事務局 基本的には市民の方が多いと考えています。

会長 その把握は、正確にはなかなか難しいところですから、その数はわからないと我々は理解しておいていいのですか。

事務局 認可外の児童数については、我々が監査に入ったときに得た人数で推定しているだけです。詳細までは把握できていません。

会長 恐らく申出があるところに対しては、監査も含めて、人数を把握しながら行っていくことになるわけですね。

事務局 はい。

委員 41ページのところで、今後の検討状況も踏まえて少し工夫していただくようお願いしたいと思います。

表の中で、「2号」の「学校教育の利用希望」として「B = 1,650」とあります。これの確保方策として、直接的にはDですが、Dとのギャップについて、下の3で、「幼稚園と幼稚園から認定こども園に移行する施設で量の見込みに対応する」という説明があります。

そもそも2号認定の学校教育の利用希望というのは、幼稚園の利用希望が多いという単純な理由だけではなく、保育も必要だし、教育的な配慮もしてほしいという非常に強い希望だと思います。ですから、先ほどから議論にある認定こども園の移行推進も含めて、そのあたりのギャップを埋めることについて、もう少し丁寧に、わかりやすくなるよう工夫していただきたいと思います。幼稚園の利用希望が強い

と想定されるから云々というだけで片づけてしまっているのかと思います。これは、今後の幼稚園のあり方のこととも絡んでくるのかもかもしれませんが。

事務局 2号の学校教育の利用希望の「B = 1,650人」については、これまで子ども・子育て会議でお示した数字です。簡単に言うと、「保育の必要のある子どもだけども、幼稚園を希望する」ということになります。実際に幼稚園に行かれて、預かり保育などでカバーして長い時間預かってもらう方になりますので、CやEのところでもカバーしていくことにもなるのかなと思っています。

ただ、この表が見にくいので、先ほどのご指摘も含めて、もう少し工夫したいと考えています。

会長 先ほど「BとDのギャップ」とおっしゃいましたが、そのあたりをもう少しつけ加えていただけますか。

委員 幼稚園に行き、その後は預かり保育で対応することが想定されますが、件数的に見て、1,650人が預かり保育で十分に対応し切れるのか、それが利用者のニーズなのかが少し不安ですので、そういう意味では、もう少しわかりやすく、かつ丁寧な説明を何か工夫していただきたいと思います。

事務局 わかりました。

会長 これは確保方策のところですね。現状がどれぐらいなのかは、資料を見ればわかるのですか。

事務局 中身の細かいところはわからないのと、量の見込み自身がニーズ調査から持ってきた数字ですから、実情がどうかはわかりにくいところがあります。

会長 特に現状として認定こども園に移行される幼稚園が数的に多くないことを考えると、これで大丈夫なんですかというご意見ですね。そのあたりは、もう少し丁寧な文字による説明が必要なかもしれないということです。

事務局 そのあたりは検討します。

会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、また戻っていただいて結構ですが、次に、「第6編 推進体制」と「第7編 資料集」をあわせて、何かご質問、ご意見はありますか。

〔発言者なし〕

会長 後ほど意見をいただきますが、事業計画の今後の子ども・子育て会議での扱いについてご説明いただけますか。

事務局 今後の事業計画の取扱いについては、本日子ども・子育て会議でご意見をいただいた後、市のほうのいろいろな手続が必要になります。大きなものとしてはパブリックコメントという市民の方に広くご意見をいただく手続に30日間とります。その前に、西宮市の現状では議会にも報告をするというローカルルールがありますので、そういう手続を踏んでからパブリックコメントをさせていただき、そこで出たご意見について市の取扱いを検討して、それを再び市民の方に公表していく手続になります。

当初は、本日の子ども・子育て会議が終わって、9月市議会に報告しようと考え

ていましたが、本日いただいたご意見を含めて、事務局としてももう少し精査が必要な部分がありますので、拙速にならないように、もう少し時間をおいて議会への報告とパブリックコメントを実施していきたいと考えています。

子ども・子育て会議での議論についても、今日で終わりではなく、パブリックコメントのご意見の状況や、お気づきの点についてまた意見をいただく機会もあろうかと思えます。年度末に事業計画を最終的に確定させるつもりですので、そこに向けて各種の手続きを進めていきたいと考えています。

会長 ですから、今いただいた意見をもとに精査してパブリックコメントにかけることが一つの大きな手続になるということですね。これを確定させるためには、パブコメの意見を踏まえて、ここの会議でも議論していただく機会があるということです。ですから、修正や意見をいただく機会はまだあると考えていいわけですね。

事務局 おっしゃるとおりです。

会長 作業スケジュールはそういうことですが、全体的にほかのご意見、ご確認事項があればお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

委員 49ページの「(5) 放課後児童健全育成事業」の「2. 量の見込み及び確保方策」の表で、平成27年度の低学年の数と高学年の数の合計が3,031人で、確保方策としては2,937人になっています。この差はどうして出てくるのですか。

事務局 49ページの全市の表の平成27年度の合計の見込み数が3,031人、確保方策が2,931人になっていて、すべてが確保されていないのはどうなるのかという質問かと思えます。

量の見込みとしては3,031人が必要だとはじき出していますが、平成27年度の確保方策では少し足りなくなっています。これについては、計画の最終年度の31年度には量の見込みと確保方策の数字がイコールになるような形で順次増やしていきたいと考えていますので、27年度については数字のギャップが少しある形になります。

委員 前回か前々回に、低学年は受けていくが、高学年の対応については工夫しなければいけないという話が出ていたと思えます。そのあたりはどのように工夫して考えたのでしょうか。

事務局 留守家庭児童育成センターの現状からしますと、低学年でいっぱいのところが多くなっていますし、国の基準を上回る弾力運用で入っていただいていますので、高学年をすぐに全市で受けることはなかなか難しい状況にあります。

ただ、地域によっては、センターや教室が空いているところもありますので、そういうところから順次実施していくようなことで進めていきたいと思っています。ですから、27年度の高学年の量の見込みとして158人とありますが、これが27年度当初から確保できるかという、なかなか難しい現状ではないかと考えています。

会長 4年から5年かけて数字的に合わせていくことになるわけですね。

この数字の見直しは毎年ですか。

事務局 基本的には中間見直しで一斉に数字の見直しを行います。毎年ローリングで進捗状況を把握しますので、そこで大きな変更が必要であれば考えていきたいと思えます。

委員 初めのほうにありました、1号認定子どもの利用者負担と今後の幼稚園のあり方について意見を言わせていただきます。

公立幼稚園で預かり保育を実施しないことに、私は賛成です。私は私立幼稚園を利用していましたが、質の高い保育を受けさせていただいていました。公立幼稚園は、子ども1人にかかる税金が私立幼稚園よりも多く投入されていると聞いていますから、私立幼稚園に通わせている親は、私立幼稚園の保育料を払いつつ、公立幼稚園に税金も払っているという状況になっていると思います。公立幼稚園でも預かり保育などをするというならば、公立幼稚園を民営化したりして認定こども園に移行したら、ほかの2号・3号認定の待機児童の解消になったりするのではないかと思いますので、そういうことも検討してみてもいいと思います。

会長 ご意見としてですね。

公立幼稚園のことについては、この会議はまだ継続されますので、そこで事務局からあり方について報告していただいて、そこで協議させていただこうと思います。ほかにいかがでしょうか。

副会長 76ページにワークショップのときにいただいたご意見を載せていただきました。この会議でも、在宅で育児されている方が多いことや、異年齢の兄弟を連れて遊びに行く場所が少ないことがいつも出ていましたし、76ページの下の「遊び場」に関することについては、子どもたちの声も含めて、切実な声がいっぱい出ています。

今回の子ども・子育て支援事業計画は、新制度に向けて大変短い準備期間でつくられますし、地域子育て支援事業に関しても、13事業の枠の中で考えていると思うのですが、この「遊び場」に関することは、例えば放課後事業とか地域子育て支援事業に入れることもできると思うのです。このような生の声で出ているニーズは、この計画では無理にしても、今後、事業計画自体は5年間ですし、西宮の子育て環境をより充実するために、子どもたちや親のニーズに応えるような新しい仕組みも研究して、いつかはこの計画に盛り込んでいただくと期待してよろしいでしょうか。

今日はまだ無理ですが、13事業を新制度に向けてスタートさせると同時に、絶えずある公園に対するニーズなどについては、今までの枠組みにとらわれない取組みを準備することも必要だと思います。恐らくパブリックコメントでも同じような意見が出てくると思いますので、今後の方針をお聞かせください。

事務局 ワークショップでは、実際に子どもをお持ちの保護者の方のご意見が多く出ていました。特に遊び場の話は、この会議でも子育てひろばに関連しているというご意見をいただきました。従来から、例えばボール遊びができないという声がよく出ていますように、公園のあり方についてはいろいろのご意見をいただいています。子育てひろばについても、箇所数の話など、いろいろと問題はありますので、そういう声も今後拾っていきながら、施策展開していきたいと考えています。

会長 副会長のご意見は、この声を「資料集」の中に挙げるだけではなく、計画

の中なり、推進体制の確保のところなりに文言として入れることができるのかどうかということだと思っております。その場所を探すことも事務局にお願いしなければいけないのですが、「子育てひろば」のところに入れるのか、13事業の中に入れるのか、それとも外出しとして全体的な「推進体制の確保」のところになんか文言として入れることができるのかということだと思っております。それを入れていないと、パブリックコメントで「どうなっているんだ」という意見が出るのではないかというご意見ですね。いかがですか。

事務局 今すぐにどこに入れればいいのかは思い浮かばないのですが、パブリックコメントをすればそのような意見が出る可能性が高いと私も思いますので、そのあたりの方策は考えていきたいと思っております。

会長 幼保審でもこういう話がよく出ていましたね。子どもの遊び場の確保、兄弟で遊びに行けるような場所の確保がずっと意見として出てきているのですが、国や市が進めようとする体制の確保策の枠に入らないものですから、いつも意見を出すだけで、具体策が前に進まないままこぼれていることを私も感じています。ですから、パブリックコメントでまた出てくることになると思っておりますので、ぜひ事務局としても、検討を一步でも前に進めていただいて、フィードバックしていただければと思います。

委員 量の確保という観点で今回の事業計画ができてはいるわけですが、来年度になる前に仕事に出なければいけない人たちがおっしゃるのは、「量をいろいろとつくってこういう形にはなっているけれども、どこにも行くところがないので、自分の親に頼んだり、夫に休みを取ってもらったりしてつないで、来年の4月から入れるように申し込むしかない」とか、「どこかに入ってしまうと出にくくなる」とか、いろいろな情報が流れています。先ほどコンシェルジュの話が出ましたが、今、「保活」という言葉が普通に使われているように、仕事に復帰するにあたって、どうやって保育所に入るのかが若い人たちにとって大きな問題になっています。

この制度を進めていくにあたって、量も増やすのでしょうか、「何月に入るならどのようにすればいいのか」とか、「保育所の見学はどんどんやりなさい」とかのきめ細かいサポートや、悩みの相談ができる体制も新制度でできます。そこが大事なところですよ。

この夏休みにいろいろな方にお会いして、どうしていいのかわからないままに仕事を始めたり、子どもを新しい環境に預けることに対して不安を抱えている方たちが多かったように感じました。

ですから、パブコメもされますが、今から仕事をしよう、自分の人生を生きよう、子どもたちも生き生きとさせたいという若い人たちに、きちんと応えていけるきめ細かさも、数字だけではなく、あちこちにあるという分布だけではなく、サポート体制をもう少し何かの形で本当にわかりやすく説明できるようなものにしなければいけないと思っています。

これは私の意見ですが、新制度を実施することに必死で、そこが少し気になる場所です。



会長 ご意見として伺っておきます。

委員 基本的なことがわからなくなってしまったので、教えてください。

事業計画の確保方策の数字は、ニーズ調査から算出された人数が落とし込まれているわけですか。比べて見ていなかったのですが、「放課後児童健全育成事業」では、前にもらった資料と数字が違っていて、ニーズ調査の数字がそのままスライドしているのではなく、何かをプラスしたりマイナスした数なのではないでしょうか。基本的には、ニーズ調査で算出した、前に話をしていた数ですか。

会長 ニーズ調査の結果と、ここで協議して数を減らすなどの補正をした数ですね。

事務局 そうです。北部と南部で分けていますが、全市の基本は、ここで議論いただいた数字です。

会長 具体的な数字に何か問題があれば、まだ決定ではありませんので、後ほど事務局のほうに個別にご質問いただいたらいいかと思います。

委員 わかりました。

もう一つ、先ほど高学年学童について、来年度以降、定員に空きのあるところから順次始めていくように言われたのですが、高学年と低学年を一緒にして過ごさせることにはいろいろと問題があるとこれまでにでていたと思います。そのあたりを詳しく検証してから実施するのか、空いているから高学年を入れていくようになるのか、確認させてください。

事務局 委員が言われたとおり、高学年と低学年の児童で同じプログラムをすることには困難だと考えていますし、施設そのものが低学年を対象につくっていますので、検証した上で受入れについて検討していきたいと考えています。

会長 この議事については、1時間ほど議論しようとして予定していましたので、もう少しご意見を伺いたいと思います。

委員 先ほど認可外保育施設について発言しました。たしか以前の説明では、量の見込みについては、最終の平成31年度できちんと充足する計画というお話がありましたから、当初の27・28年度では全部を確保することは無理だということもあるでしょう。ですから、認可外保育施設をやむを得ず利用しなければいけない人たちがたくさんいる現状は、来年度以降も何年かは続くのではないかと考えます。

45ページの今後の方向性には、認可外保育施設のことについて何も記載されていないのですが、極端に言えば「認可外保育施設で西宮の子どもが1人でも死なないように」というか、きちんと認可外保育施設に関する実態把握や、指導・支援も含めて、このところで少し言及していただければいいのかなと思いました。

会長 事務局としてそこを検討していただくということによろしいですか。

事務局 確かにここでは認可外のことについては記載していませんので、どういう書き方ができるのか、検討したいと思います。

委員 50ページの4に「放課後の子どもの居場所」としてさらりと書いてあるのですが、真ん中あたりのことが少し気になります。

まず、今後、放課後の対策の連絡調整会議が庁内で行われるようですので、それ

に期待します。

その上の段落に、「また、居場所の提供だけではなく、学習や体験、運動、あそびのプログラムなど、質の高いサービスを継続的に提供する」とありますが、「大人がサービスを提供しなければいけない」とか、「プログラムを提供しなければいけない」ということが表れていると思います。このために、今後、連絡調整会議が行われるのかなとは思いますが、もう少し子ども本来の姿とか、そういうことを踏まえて考えていただきたいなと思います。

こういうことでいくと、例えば各地域の空き教室などで行っている放課後子ども教室で、昔遊びをしなければいけないとか、何かをつくらなければいけないとかという感じになってくることあるかと思いますが。どんなことができるのかについては、ニーズ調査の結果と照合することではないかと思いますが、今後よろしくをお願いします。

会長 それは、この部分の「サービス」という言葉だけでいいですか。

委員 このあたりを考えていただきたいです。

会長 ほかのところにも「サービス」という言葉がたくさんありますので、そうになると大変になりますね。

委員 私は、この部分です。

会長 言葉遣いについては難しく、保育に「サービス」という言葉を使っているのかという議論もあります。そのところも共通で押さえていただいて、今のところについてもう少し検討していただくということでお願いします。

ほかにご意見はありませんか。

委員 児童相談所の立場から、少し気になるところがあります。

52ページの「乳幼児家庭全戸訪問事業」で、下半分に大変詳しくフォローアップの仕組みが書いてあります。しかし、「未把握1件」と書いてありますと、たとえ1件でも、後できちんとサポートできたことを書いておかないといけないのかなと思います。あまりにも詳しく書かれ過ぎていて、この「1件」がどうなのかと感じます。24年度の実績なので、こういう形でフォローアップされるという趣旨なのであれば、数字的なものを直近のものに置きかえるなり、そこまで書かずに、フォローアップの仕組みのようなことを書いていただくことで足りるのではないかと思います。計画の書き方として、少し工夫していただければなと思います。

会長 24年度の実績でこうなっているわけですが、件数を載せることも含めて、体制として図を示すことでも意味は通じるのではないかということになると思うのです。

事務局 確かに書き方として「未把握1件」というのは気になるころではあります。この理由をずばり書くのはどうかということもありますが、この1件については、海外転出されて会えなかったという事案です。

委員 そこまで詳しく計画の中に記載しなくてもいいのではないかという意見です。

事務局 確かに、知ってしまうと不安になるころですので、書き方を工夫して

訂正したいと思います。

会長 ほかにありませんか。

委員 ワークショップで出された意見の中で、遊び場について、公園や児童の遊び場、自然のある遊び場など、たくさんの意見が載っていますし、35ページの「基本的な視点」の[1]に「豊かな自然環境」とうたっているにもかかわらず、この計画案では子どもの遊び場についてあまり触られていないことが気になります。

遊び場というのは、0歳児から小学校高学年・中学生まで、子ども全体にかかわることですので、ニーズがたくさんあることに着目してほしいなと思います。

会長 先ほど委員が言われたこととほぼ同じだと思いますので、どこかにそれを書けるかどうか、事務局で検討していただきます。

ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 パブリックコメントを出すタイミングについては、事務局のほうに一任していただくこととなりますが、先ほど副会長と委員が言われたように、市民の中には情報を知らない方がたくさんいらっしゃいます。「どこに相談に行けばいいのか」とか、「この事業はどういう事業なのか」とか、そういうことを知らない一般市民の方も多くいらっしゃるという想定を持ってパブリックコメントをしていただくほうがいいだろうと思います。例えば、その案内をこの中に含めるのか、「子育てガイド」もありますから、「この事業についてはここをご覧ください」という形にするのか、とにかくこの計画案だけに対して意見をいただく形ではなく、市が今行っている体制や事業について理解していただく工夫もしていただけないかなということを、いろいろな委員のご意見を伺いながら私も思いました。これは事務局にお任せしますが、ご検討いただければと思います。

このあたりで議事(2)はよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

会長 ほかにないようでしたら、このあたりでおさめさせていただいて、何かあるようでしたら、個別に事務局にご意見をおっしゃっていただければと思います。

パブコメを出すタイミング等については、会議日程も含めて、会長である私と事務局とで相談して決めることにしてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 もちろん日程については、委員の皆様方に個別にご相談させていただきながら行います。

それでは、これで事業計画案については閉じさせていただきます。

あと20分ぐらいで報告事項は終了する予定ですので、このまま休憩なしで続行してよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

会長 それでは、このまま議事を進めさせていただきます。

あと2件は報告事項です。

まず、「民間保育所の認定こども園移行に関する調査結果」について、事務局が

ら説明をお願いします。

事務局 資料集9ページをご覧ください。

「報告(1) 民間保育所の認定こども園への移行に関する調査の結果」です。

まず、調査の内容についてです。

この調査は、兵庫県及び本市における事業計画の策定などに資する目的で行われました。

(3)にあるように、市内の民間保育所45園を対象として、7月23日時点で回答をいただきました。

私立幼稚園に対する調査と同様に、今後、各園が回答とは異なる方針をとることも可能という前提で調査しましたので、この回答に拘束されるものでもありませんし、このとおりになるかどうかもわからない状況です。

調査結果は、「(1) 認定こども園に移行するつもりがあるか」という設問に対しては、14園から「移行するつもりである」という回答をいただきました。「現時点で移行するつもりはない」と回答した園が7園、残りの園は「迷っている」という回答でした。

(2)は、認定こども園に移行するつमりの14園について、「どの類型で移行するか」という質問をしています。これに対しては、「保育所型」が3園、「幼保連携型」が8園、「未定または検討中」が3園となっています。

「幼保連携型」という回答が多いのですが、実際に1号・2号・3号の設定をどうするのかについては、オーソライズされたものではありませんので、まだわからないという状況です。

また、「(3) 移行時期」の設問に対しては、「27年度から」が5園、「28年度から」が3園、残り3園は「検討中」という回答でした。これも、5園が本当に27年4月から移行できるかどうかについては、現時点ではわからない状況です。

参考資料の1ページに、アンケートの用紙を載せています。

報告は、以上です。

会長 この点について、ご質問があればお伺いしたいと思います。

〔発言者なし〕

会長 制度の変わり目ですから、それぞれの園のご事情や、公定価格の問題等々もあって、こういう結果になっているのかなと思います。

この件は、以上とさせていただきます。

最後に、「報告(2) 各基準に関する条例案」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料集10ページをご覧ください。

「報告(2) 各基準に関する条例案」です。

これまで子ども・子育て会議でご協議いただいた各基準については、9月市議会に上程されます。条例案としては4本で、そのほかに、支給認定基準の保育の必要性の認定に関する基準については、現行の「西宮市の保育の実施に関する条例」を廃止した上で、規則を制定する予定です。

まず、「幼保連携型認定こども園の認可基準について」です。

(1)の四角の中に記載しているように、「さらにより形を追求することを会議として要望・提言していくこと」、「4・5歳児の職員配置を将来的に20対1に高めることを条例の付則において規定することが可能であるかについて検討すべき」というご意見をいただきました。

結論から申し上げますと、付則で規定することについては、内容が付則になじまないと考えますので、規定はしていませんが、(2)にあるように、第4条第2項や第5条で「基準の向上に努める」という総則的な規定を設けまして、ここですべて包含されるという解釈をしています。20対1の内容については、今後制定を予定している規則もしくは要綱において規定していきたいと考えています。

2つ目は、11ページの「地域型保育事業の認可基準」です。

この会議では、(1)にあるように、「小規模保育事業の認可基準については、保育者及び保育補助者に対する研修の充実、支援員のサポートなどにより、市が責任を持ってよい保育を提供すること」、「家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可基準については、保育の質を担保するための詳細な報告は規則や要綱で定めることとして、規則や要綱に対する各委員の意見の反映状況について、その内容を子ども・子育て会議に示してほしい」というご意見をいただきました。

研修の充実、支援員のサポートなど、保育の質を担保するための詳細な項目については、今後制定を予定している規則または要綱に規定することを考えていますので、改めて子ども・子育て会議にその内容について報告したいと考えています。

3つ目は、12ページの「放課後児童健全育成事業の設備・運営基準」です。

会議では、(1)にあるように、「当面、現状における本市の基準をもとに条例化することとして、将来的には国の基準に向けて改善する旨を盛り込むべきであり、また、保育所入所者数の増加を踏まえ、留守家庭児童育成センターの受入数の確保に向けて早急に対応策を検討すべきである」という意見をいただきました。

こうした意見を踏まえて、(2)にあるように、基本的には国基準の内容を条例化するとともに、現在既にある施設については、付則第2項に経過措置を設ける文言をつけています。

4つ目は、13ページの「確認の基準」、正式名称は「西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」です。

会議では、(1)にあるように、「市は確認を受けた施設・事業者をバックアップしていくことが必要であり、また、情報の提供については、利用者が情報にアクセスできる仕組みを構築することが必要である」というご意見をいただきました。

条例の内容としては内閣府令で定める基準を基準として、上乘せ等の基準は設けないこととしていますが、市が担う施設・事業者に対する情報提供などに関する支援などについては、規則または要綱で規定していきたいと考えています。

各基準に関する条例案についての報告は、以上です。

会長 この件も、何かご質問があればお受けしたいと思います。

委員 お願いですが、10・11・13ページの下に で書いてあることをどのように記載するのかわからないのです。先ほどの説明では、このような形で補足することかなとお聞きしたのですが、できれば、「要綱に規定することを検討する」ではなく、「規定する。」として、20対1に関しても規定していただきたいし、研修の充実などについても規定していただきたいし、一番最後の分についても、意見が出たので規定していただければと思います。

「検討する」となると、「検討した結果、ふさわしくない」ということが出てきます。せっかく会議で出た意見ですので、「規定する」ということにしていただければと思います。

事務局 明確に示せていないところは「検討する」という表現をしています。この場で「すべての検討をとります」とは言いづらいところもありますが、可能な限り示せるものはお示しするという形で対応していきたいとは考えています。

委員 よろしくをお願いします。

委員 今のご意見に重ねてです。

付則になじまないし、「向上させるように努める」と入っているからということですが、規則や要綱にどこまで効力があるのか、未来永劫、メンバーが代わってもずっとそれが担保されるのかを確認して、それが担保されるような形で残してほしいと思います。

会長 ほかにありませんか。

〔発言者なし〕

会長 それでは、これで報告事項については、以上とさせていただきます。

これで今回の議事はすべて終了しました。3時間の予定をしていましたが、少し早目に終わることになります。

最後に、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

事務局 1点目に、市民向け説明会の開催状況の報告をします。

先月21日から8月末まで、市内8カ所で新制度の保護者向け説明会を実施しています。今の時点で既に6カ所の説明会を終えています。

来られた人数は、北夙川体育館には274名、塩瀬公民館には91名、甲東支所集会室には302名、山口ホールには104名の方にお越しいただきました。その後、8月9日の子育て総合センター、8月10日のなるお会館で開催を予定していましたが、台風11号で警報が出ましたので、やむなく延期しました。延期した説明会は、昨日、午前と午後で開催しました。午前は勤労会館、午後は鳴尾公民館と、場所は変えましたが、地域は変えずに、大き目の会場で実施しました。結果、勤労会館には265名、鳴尾公民館には182名の方にお越しいただきました。残る日程は、今週末の30日土曜日に浜脇公民館、31日日曜日に大学交流センターで予定しています。これまでの実績を考えますと、200から300名近くのご来場が予定されていますので、両日とも第2会場を近隣で用意しています。

市民向けの説明会の報告は、以上です。

2点目は、日程についてです。

先日、10月以降の子ども・子育て会議の日程調整をさせていただきました。次回は10月14日火曜日午後3時からとなっておりますが、現時点では議題がまだ確定していませんので、開催の有無については、会長ともご相談した上で、もう少し先に決定したいと思っています。申しわけありませんが、もうしばらく日程を押さえさせていただきますたいと思っています。よろしくをお願いします。

会長 市民向けの説明会の人数をお聞きしているだけでも、事務局のご苦勞も大変だろうとは思いますが、それだけの関心と不安の両面があるということですので、丁寧な説明をしていただいて、西宮市に対する信頼が高まるような説明会にさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

日程については、委員の皆様方には、大変お忙しい中で時間を確保し続けていただくことは大変恐縮ですか、できるだけ早目に事務局と調整して、有無について連絡させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

本日は、これで終了させていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

〔午後4時25分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 15名】

## 【事務局出席者名簿 20名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	出原 大	【こども支援局】	
西宮市PTA協議会	泉 桂子	こども支援局長	山本 晶子
西宮市民間保育所協議会 会長	内田 澄生	こども支援局担当理事	坂田 和隆
公募市民	大森 早苗	新制度準備室長	津田 哲司
佛教大学社会福祉学部 教授	奥野 隆一	こども支援総括室長	川戸 美子
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	木下 浩昭	子育て事業部長	藤江 久志
西宮市労働者福祉協議会	久城 直美	新制度準備課長	楠本 博紀
西宮市民生委員・児童委員会	熊谷 智恵子	新制度認定課長	伊藤 隆
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	こども支援総務課長	岩田 重雄
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	児童・母子支援課長	小島 徹
はらっぱ保育所(認可外保育施設) 園長	前田 公美	子育て総合センター所長	増尾 尚之
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	保育所事業課長	廉沢 裕和
西宮市青少年愛護協議会	森 郁子	参事(保育指導担当)	婦木 雅子
株式会社阪急阪神百貨店	由本 雅則	児童福祉施設整備課長	緒方 剛
にしのみや遊び場つくろう会 代表	米山 清美	地域保健課長	小田 照美
		【教育委員会】	
		教育次長	前川 豊
		学校教育部長	垣内 浩
		学校改革課長 新制度準備室参事	杉田 二郎
		学事課長	中西 しのぶ
		特別支援教育課長	坂口 紳一郎
		社会教育課長	中尾 篤也